

児童発達支援事業、放課後等デイサービスとは？

発達に心配のある子どもについて、療育を受ける場が「児童発達支援事業」と「放課後等デイサービス」です。「児童発達支援事業」は小学校就学前の児童、「放課後等デイサービス」は小学生から高校生（6歳から18歳まで※）が利用できます。 ※ 状況によっては20歳まで



具体的にはどんなことをするところ？

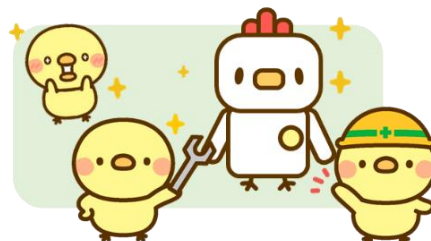
児童発達支援事業・放課後等デイサービスは、発達に心配のある子どもや支援を必要とする障がいのある子どもに対して、それぞれの障がいの状況や発達に合わせた支援を行います。

例えば、

日常生活の動作の訓練



創作活動



地域交流の機会の提供



余暇活動の支援



など

学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、子どもの健全な育成をめざします。

利用するには何をすれば良いの？

利用するには、

お住まいの自治体から『通所受給者証』の交付を受ける

事業所を決める

などの準備が必要となります。

具体的な進め方は、次のページをご覧ください。

